

第12回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成30年6月18日(月)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三八郎	10番	松原 憲治
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 末次 義晃
農林課長 加藤 邦樹
農林課 石原由美子

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
第2号議案 農用地利用配分計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3番委員 清水 治之 5番委員 奥田 治之

事務局： おはようございます。定刻になりましたので、只今より第12回江府町農業委員会総会を始めさせていただきます。では会長さんの方からご挨拶をお願い致します。

会長： 皆さんおはようございます。今日は忙しい中を、第12回の江府町農業委員会総会に出席頂きましてありがとうございます。今朝皆さんもご承知と思いますけれども、大阪の方で震度6弱の地震がございましたが、今のところ大きな被害と言うのは報告されておられません様ですので、なんとか被害も最小限で留まればと言う様に思うところがあります。今日はこの後皆さんと一緒に白石町政の農業に係る問題につきまして、意見交換をさせて頂くという事でございますので、その辺りも含めまして最後までよろしくお願いをしたいと思います。今日は議事の件数も少ない様でございますが、10時半から町長との意見交換を予定しておりますので、議事の進行にはご協力を頂きますようお願いを申し上げます。

議長： これより総会審議に入りたいと思います。欠席の連絡はございませんが、下垣委員さんの姿がまだ見えませんが、そのうちに来られるのではないかと考えている所でございますので、今日の総会は成立することをご報告申し上げます。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思いますが、議事録署名委員は議長より指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員： 異議なし。(全員)

議長： 議事録署名委員は、清水委員、奥田委員、をお願いいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして、報告事項がございますので、事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼します。資料の2ページ目をご覧になって下さい。報告事項が1件から3件までございますので、順に説明をしていきたいと思っております。資料の2ページ目です。公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地一時転用について、でございます。届出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、内容は、○○○○○○○○事業、工事期間は、平成○○年○月○○日から平成○○年○月○○日まででございます。転用場所についてですけれども、○○○○○です。地番の方が○○○○○他17筆ありまして、面積が、合計で○, ○○○. ○○㎡でございます。転用目的は、工事用道路の設置になります。3ページ目に17筆分が出ておりますのでまたご覧になって下さい。4ページから7ページにつきましては、一時転用部分の位置図でございますので、またご確認をお願いしたいと思います。続きまして、報告事項(2)8ページをご覧になって下さい。これも一緒に、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地一時転用でございます。届出者が○○○○○○○○○○、内容が、○○○○○○○○○工事でございます。工事期間が平成○○年○月○○日から平成○○年○○月○○日までで、転用目的は土砂の仮置き場、材料の置場、仮設事務所になっております。転用場所は、○○○○○、地番が○○○○○、地目が○、面積が○○○㎡でございます。9ページ、10ページに位置図が載っております。

まずは推薦をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： ただいま説明がありました様に、江府町男女共同参画審議会委員の推薦でございますが、現在、中田委員さんの方にお世話になっている訳でございますけれども、今度は2カ年の任期を持って新しく人選を頂きたいという事でございます。どの様に推薦させて頂いたらよろしいでしょうか。中田委員さん今まで出られて、年間どれくらいの出席をされたり、どういう会合に出られたりする様な事になりますか。

中 田： 年間でいえば、4、5回くらい、特に会があったのが2回くらい、他所で、日南町であったり、2回くらいですか。

議 長： 中田委員さんの場合は、今まで1年でしたね。

中 田： はい。

議 長： 皆さんの意見はどうでしょうか。非常に勝手な私の意見ですが、中田委員さんに1年お世話になったんですが、どんな役でも1年間ではなかなか十分できないかと思ひます。様子が分かっていたら引き続きなってもいいのではないかと思ひますが、皆さんどうでしょうか。それとも推薦して皆さんの方で新しくして頂くかでございますが。

松 原： 中田さんでよかったら引き続きお願ひします。

中 田： わりと農繁期に会議が多いみたいで、なかなか出席できない事が多かったんで、できれば変わって下さい。

議 長： そうですか。

宇田川： 内容はどんなことをするのですか。

中 田： 講演が有ったり、そんなに難しい事はないと思ひます。

宇田川： 農業の事ばかり。

中 田： いや、農業とは関係なしで。

宇田川： それなら賀本さん。男女だし。

議 長： どうでしょう、賀本さんにお願ひをしたらと言う意見も出ていますが、どうでしょうか。

賀 本： 何課の担当ですか。

中 田： 課は総務。

事務局： 今は総務課の方が担当することになっています。今中田委員さんの補足をさせてもらいますと、男女共同参画、江府町の分もあるんですが、その上に日野郡の男女共同参画の委員会があります。それで年2回くらいと言うのがその分で、まず4月か5月くらいに総会が1回、あと12月か1月くらいに日野郡のそういう委員会の研修会という事でそれがあります。後、広報誌を作る関係が有って、そこに携わるという作業があります。それが日野郡の男女共同参画の分ですが、江府町の場合に於きましては、今までは、大体、川端一美さんと言う方が会長になっておられたんですけれども、できれば男女共同参画について基本的に皆さんご存知ではないという事で、啓発普及活動に力を入れて行くんだという事で人が多く集まる場所、例えば文化祭ではないかという事で、文化祭の中で、男女共同参画とは何ぞやという事で、簡単な寸劇的な事をさせてもらっているのが、ここ数年続いているようでございます。ですので、なられたら寸劇の中でおしゃべりをして頂くという形になります。出来れば、さっきも言われた様に、男女共同参画になりますので、条例の方でも定められておりますが、委員さんの約4割くらいは女性の方になって頂きたいと言う様な事が書いてあった様な気がしますので、出きるならば引き受けて頂ければそれが良いのかなと言う感じはしますし。

議 長： 今説明をお聞きになった通りでございますし、賀本さんに是非出て頂きたいという推薦の話も出ておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

委 員： はい。

議 長： では、賀本さんよろしくお願ひします。賀本さんにお願ひするという事で、大変ですけどもよろしくお願ひいたします。では、江府町の男女共同参画審議会の委員には賀本委員さんに出て頂くという事で、皆さんご承知を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。そうしますと次の総会の件ですが、事務局より説明を頂きたいと思ひます。

事務局： 次回の農業委員会の総会でございますけれども、7月13日、金曜日、9時30分からという事で、こちらの情報研修室の方で予定をしておりますので、皆さんの方でも予定をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

議 長： 今事務局の方から、次回の総会が7月13日という事で、どうでしょうかという事で、特別に差支えがなかったらお願ひをしたいと思ひますが、皆さんのご都合をお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

委 員： 良いですよ。

議 長： よろしいですか。では次回総会は平成30年7月13日、同じく9時半から防災情報センターで総会を開催させていただくという事でよろしく願いをいたします。次、農地相談について説明を頂きます。

事務局： はい、今月の農地相談会につきましては、6月27日水曜日、13時30分から15時30分の2時間、開発センターの前の農業委員会の事務局の方で行いたいと思います。今回担当していただく方は、松原職務代理さんと谷口推進委員さんになります。よろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。農地相談につきましては今ご説明がありました様に、6月27日、いつもの所でございますが、松原職務代理さんと谷口推進委員にお願いをするという事でございますので、よろしく願いをいたします。皆さんの方で他にご意見はございませんでしょうか。皆さんの方で無い様でしたら、報告事項を申し上げておきたいと思いますが、ちょっと日にちがずれておりますけれども、4月12日に西部地区の会長会協議会と言うのがございまして、出席をさせて頂きました。今年度の会長が米子の農業委員会の高西会長、副会長が日南町の農業委員会の梅林会長という事でございます。会則で、副会長が次期の会長になると言う事になっている様でございますので、そのことも含めてご報告申し上げておきたいと思います。幹事につきましては、伯耆町農業委員会の車会長、同じく日吉津村の農業委員会齋下会長でございます。西部から常設会議に出て頂くのは、理事として南部町の恩田会長と、幹事として米子市の高西会長が出られるという事に決定しておりますので、そのことを遅れましたけれども、報告させて頂きたいと思います。私の方からは以上でございますが、皆さんの方からございませんか。

川 上： 今日、末次事務局長がおられないんですけれども、農業がし易い様に江府町の場合は下限面積、農地の3反、4反、5反、各集落の規定があるわけです。4、5年前に農業委員会で下限面積を自由に変えられるようになって、農業がしやすいような形を、日南町やほかの所も進めておられるわけです。あれを極端に今は自由に変えられますから、農業委員会で、日南町でも3反から1反、場合によっては何畝と言う所もあるわけです。そういう、すぐに農業ができるような形をされていますので、次回までに検討委員会を、農業委員会の検討委員会の中で、下限面積を再度見直して、やるような形、農業がやりやすいような形に持って行った方が良いと思います。そういう話をされた方が良いと思います。

議 長： という事は、農業委員会で下限面積を検討して。

川 上： 変更です。今は3反、4反、5反、各集落で下限面積が決まっていますが、それを少しでも農業、今までの農業をするには大変ですから、自作と田んぼ畑を合わせたものですけれども、それがないと農業はできませんよと言う制約があったんです。それを取っ払う様自由に、4、5年前から農業委員会で自由に変更できますので、それを審議して農業委員会でも、日南町とか下げているので、是非そういうのをされた方が良いと思

います。

議 長： 今、川上委員さんの方から提言がございましたけれども、農業に新しく参入しやすい様に、下限面積を検討していただきたいという事でございます。私もお聞きしている所では、日南町では新しく就農で移住して来られた方については、0.5aくらいにされたりしているという話も聞いておりますので、川上委員さんの意見はもっともだと思えますが、それはここでいくりにするという審議をして決定した方がよろしいですか。

川 上： 事務局でいろんな事を調べながら、各集落有りますから、その集落の状況を見ながら、どれくらいが良いかという事を検討していただいて、みんなで審議された方が良いと思います。

議 長： わかりました。貴重な意見ですので、事務局の方で検討をさせて頂いて、総会の方で皆さんに審議をして頂いて、下限面積の設定をさせて頂きたいと言う様に思いますので、川上委員さんの意見につきましては、そういう事でよろしいですか。

川 上： はい

議 長： 事務局の方もよろしくお願ひします。

宇田川： ちょっと聞いてもいいかな、全然農地がないのに3反くらい人の農地を借りて作っている人はどうなるの、これはもう20年も前からで、

事務局： 自分が農地を持っていないで、ですよね。

宇田川： 農地は一切ない。田んぼもない、畑もない。

事務局： 私みたいに、非農家の方が何かを作っているという事ですか。本来であれば、先ほど言われたように下限面積の農地を持っていないとそこは借りられない、出来ないんですけどもそれをないのにしているという事は

宇田川： 昔の小作人と言う方式で作っている人がそのままずっと続けている。

事務局： それが20年くらいとか、もしずっと作っておられるのなら、時効が成立して私の物になるという事も出来ないではないですけども、

賀 本： すいません良いですか。利用権設定でしたら別に面積は関係ないです。その場合はあるんですけども、大体闇小作と言う方は正直、案外悪いと思っておられないんです。その辺を今回ちょうど今川上さんが行って下さったこと、最近いろんな仕事をしながら出てきていまして、どっかで言おうかなと思ったらちょうど言うて下さったので、良か

ったなと思ったんですけれども、闇小作と言うのをなくすためには、その辺を審議していただくのと、後、持っておられても県外に出ておられて、県外、町外に出ておられる方と言いますのは、例えばきちんと自分の物を整理しようと思っても県外でやっておられる方と言うのは制限がかかって来ていて出来ないという微妙なところがありまして、そう言ったとろを皆さんで勉強なりとかをさせて頂いたらとか、後、同じ家族で持っておられるけれども面積の関係で、おばあちゃんから子供さんとかに上げようと思ってもそこにも面積の規定があります。そうなってくると同じ所帯の中で代を変えようと思っても3反、4反、5反の規定に関わって農業ができないという、農業の移譲はできるんだけど、名義を変えるという事になってくると同じ家族の中でも5反、4反の制限が出てきますので、その辺も一緒にして頂けたらなと言うのが私の意見です。

宇田川： 名義が親になっていたり、自分になっていたりして分かれていたら別になる訳だ。

賀 本： 同じ所帯に住んでいても、一応制限が有って、例えば5反ないとだめ、おばあちゃんがやっていたのを長男がしようかな、名義を生前に贈与しようかなという時でも、制限が有って駄目なので、今の状態だとあるんです。

松 原： 法務局に登録できないということですか。

賀 本： そうです、譲渡の登記ができないんです。作るのは家族で作っておられるんだけど、言ってみれば相続税対策とかの話が有りまして、名義を変えようかなと思ってもその中でもかかってくる、5反の制限が有って出来ないよと言ってあげた話もあったりもしますので、やっぱり農業委員会の中で出来るんだったらしてほしいなと思います。

議 長： 今専門的な話を聞かせてもらっていますと、いろいろな問題が家族の中でも、登記をする段階になったら、そういう規制も掛かってくるという様な事でございますので、その辺りも含めて、農業委員会皆で検討をさせて頂くとい事も大事だと思いますので、事務局の方でも整理をして、総会に持って出たいと思いますので、その時には審議をよろしく願いをいたします。ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

賀 本： 農業委員会では闇小作はわからないですか。

委 員： わからないです。

下 垣： 出て来ないと分からないですか。

宇田川： 闇小作と言うか、昔の小作人みたいな感じで作っているのです、

川 上： トラブルがあったときは利用権設定で、あれを防止するために利用権設定があるわけですから、

宇田川： 昔からのわからない、現実的に、そういうのがあるのは知っているけれども、

賀 本： 先ほど言っておられた20年と言うのは確かに、時効は、自分のものに名義を変えてしまうというのは20年でオッケーです。

議 長： ほかにご意見ございませんか。無い様でございましたら、10時半から白石町長がおいでの様でございます。どういう事を聞かれるか腹積もりをしてお迎えをして頂きたいと思えます。

宇田川： 結局出てないでしょ。質問が。町長に対する質問は事務局の方に。

議 長： 事務局、どうでしょうか。

事務局： 出して頂いて無い様に伺っています。

議 長： おそらく皆さんが、今日の白石町長の白石町政における、農業政策についてお話を聞きになった後で、質問をされたいと言う様な気持ちではないかと思えますので、それで良いのではないかとは思いますが。一応これで、第12回江府町農業委員会総会は終了させて頂きたいと思えます。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 3 番委員

署名委員 5 番委員